

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

済生会三条訪問看護ステーション

当訪問看護ステーションでは、他の保険医療機関等の関係職種が ICT（情報通信技術）を用いて記録した利用者様に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っています。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円/月

【施設基準】

利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有し、以下の要件を満たしています。

- ① 記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ② 診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ③ 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ④ 参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示される ICT を用いること。
- ⑤ 参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ⑥ 一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。

連携機関（特別な関係にあるものを除く。）の数が 5 以上であること。

【連携機関】

「三条市ひめさゆりネット」導入事業所と連携

令和 8 年 6 月 1 日